

議案第22号

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例
第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中第2項を次のように改める。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 月額による報酬 給与条例第9条の4第2項各号の規定による額
 - (2) 日額又は時間額による報酬 給与条例第9条の4第2項各号の規定により算定した額を21で除した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を日額又は勤務1回当たりの額とし、その者の勤務日数又は通勤回数に応じて算出した額

第25条に次の1項を加える。

- 3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第9条の4第3項から第6項までの規定の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。